

第17回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年10月26日(金)午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第 17 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年10月26日(金) 14時00分
2. 閉会時間 平成30年10月26日(金) 14時40分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 出席推進委員の数 2名
7. 報告事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
8. 議案
第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第4号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第17回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡があっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、2件 4筆 5, 394平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番と 関連がありますので、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

計画変更承認申請の1番の転用者は、・・・の・・・さんで、当初、太陽光発電施設を設置する計画で、平成26年3月19日付け長崎県指令25農地活第1777号で許可を受けていましたが、転用目的を介護事業所であるグループホーム1棟の建築に計画変更したいとの申請です。

また、第2号議案の1番の賃貸人は、・・・の・・・さん、借入人は、先ほどの・・・の・・・さんで、申請地33平方メートルを借り受け、計画変更後の介護事業所への進入路として利用したい

との申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域及び、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地及び農地、東側は宅地、南側は雑種地、西側は農地となっております。

造成 土留め工事を行い、雨水は溜枿を經由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は計画変更について承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。並びに、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は承認することとし、並びに第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を併せて送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地649.06平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路、西側は公園となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の賃貸人は、・・・の・・・さん、借入人は・・・の・・・さんで、申請地801平方メートルを借り受け、49.5キロワットの太陽光発電を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10^{ヘクタール}未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は賃貸人所有の宅地、東側は宅地、南側は賃貸人所有の農地、西側は賃貸人所有の山林となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地498平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域及び、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は道路を挟んで宅地、東側は農地、南側は譲渡人所有の農地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地763平方メートルを譲り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。.....

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は河川を挟んで農地、東側は河川を挟んで山林、南側及び西側は譲受人所有の宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は水路放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について説明します。

6番の賃貸人は・・・の・・・さん、借入人は・・・の・・・さんで、申請地581平方メートルを借り受け、木造2階建賃貸住宅2棟を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は賃貸人所有の農地、東側は農地及び宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について説明します。

7番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地442平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は農地、東側は譲渡人所有の農地、南側は神社となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請8番について説明します。

8番の使用貸人は、・・・の・・・さん及び・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地327平方メートルを借り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について報告します。

8番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側及び南側は宅地、西側は農地となっております。

切土造成し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請9番について説明します。

9番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地559平方メートルを譲り受け、木造2階建 動物病院兼住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番について報告します。

9番の申請地は . . . の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。

整地造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の9番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の9番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の10番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請10番について説明します。

10番の使用貸人は、 . . . の さん、使用借人は . . . の さんで、申請地487平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の10番について報告します。

10番の申請地は……の一角にあり、北側及び西側は使用貸人所有の農地、東側は道路、南側は宅地となっております。

切土造成し土留め工事を行い、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請10番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の10番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の10番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 …… 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから6ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 3件 6筆 8,457㎡

耕作権の再設定 3件 5筆 2,927㎡

合計 6件 11筆 11,384㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集7ページから8ページに記載のとおりで、6件 16筆 14,590㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

..番 委員 委員の入場を求めます。

(. 委員 入場)

- ・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。
- 次に、第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、3筆 3, 625平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の9ページをご覧ください。

1番から3番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、45, 751平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第17回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第17回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時40分